

参 考 資 料

目 次

I	人口等の推移及び将来見通し	33
1	児童人口等の推移【千葉県】	
2	将来人口の見通し【千葉県・全国】	
3	世帯数及び一世帯当たり人員の推移及び将来見通し【千葉県・全国】	
II	児童虐待相談対応件数及びDV相談件数	34
1	児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移【千葉県・全国】	
2	児童相談所における児童虐待相談対応件数の比較【全国・関東7都県】	
3	配偶者暴力相談支援センターにおける相談及び一時保護の状況【千葉県】	
III	児童相談所	35
1	児童相談所の概要	
2	児童相談所の配置状況【千葉県】	
3	各課の仕事【千葉県】	
4	児童福祉司及び児童心理司の配置状況【千葉県・全国】	
5	一時保護所の定員の推移【千葉県】	
6	児童相談所における相談受付件数【千葉県】	
7	各児童相談所の状況比較【千葉県】	
8	児童相談所の状況比較【全国・関東7都県】	
IV	市町村児童虐待防止ネットワーク・要保護児童対策地域協議会の整備状況【千葉県】	40
V	地域での多様な子育て支援・地域の子育て力の強化【千葉県】	41
1	小域福祉フォーラム・地域子育て会議	
2	地域子育て支援センター	
3	つどいの広場	
4	子育て応援人材バンク支援事業	
5	こんにちは赤ちゃん事業	
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	
7	育児支援家庭訪問事業	
8	母子家庭等日常生活支援事業	
9	児童家庭支援センター	
	（1）施設の概要	
	（2）設置要件	
	（3）実施施設【千葉県】	
	（4）実施状況【全国・関東7都県】	
VI-I	社会的養護体制	44
1	要養護児童数の推移【千葉県】	
2	児童福祉施設の入所者数及び入所率の推移【千葉県】	
3	要養護児童数の推移【全国・関東7都県】	
4	要養護児童数の比較【全国・関東7都県】	
5	乳児院定員の比較【全国・関東7都県】	
6	児童養護施設定員の比較【全国・関東7都県】	
7	社会的養護の受け皿の需要予測	
	（1）要養護児童数の伸び率【関東7都県】	
	（2）要養護児童数及び受け皿の現状【千葉県】	
	（3）要養護児童数の予測【千葉県】	
8	社会的養護の需要予測に基づく受け皿の整備策	
	（1）要養護児童数の予測に基づく受け皿の整備目標	
	（2）受け皿の整備目標設定に当たっての基本的な考え方	
	（3）受け皿の整備にあたっての必要な取組例	

9	事業間比較・官と民の比較【千葉県】	
	(1) 里親、里親型ファミリーグループホーム、地域小規模児童養護施設、自立援助ホームへの 公的支援	
	(2) 県立施設と民間施設の経費	
VI-Ⅱ	里親制度	49
1	里親制度の概要	
2	里親型ファミリーグループホーム【千葉県】	
3	里親登録数等の推移【千葉県】	
4	里親に対する支援事業等【千葉県】	
5	里親の状況【全国・関東7都県】	
VI-Ⅲ	児童福祉施設	51
1	乳児院	
	(1) 施設の概要	
	(2) 施設数及び定員等の状況【千葉県】	
	(3) 入所理由別児童数【千葉県】	
	(4) 年齢別入所児童数【千葉県】	
	(5) 小規模化（小規模グループケア）の実施率【全国・関東7都県】	
2	母子生活支援施設	
	(1) 施設の概要	
	(2) 施設数及び定員等の状況【千葉県】	
	(3) 入所理由別世帯数【千葉県】	
3	児童養護施設	
	(1) 施設の概要	
	(2) 施設数及び定員等の状況【千葉県】	
	(3) 入所理由別児童数【千葉県】	
	(4) 学年別入所児童数【千葉県】	
	(5) 小規模化の実施率【全国・関東7都県】	
4	情緒障害児短期治療施設	
	(1) 施設の概要	
	(2) 設置状況【全国】	
5	児童自立支援施設	
	(1) 施設の概要	
	(2) 施設数及び定員等の状況【千葉県】	
	(3) 年齢別入所児童数【千葉県】	
VI-Ⅳ	自立援助ホーム	56
1	児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の概要	
2	実施施設【千葉県】	
3	実施状況【全国・関東7都県】	
VII	県立児童福祉施設	57
1	乳児院「千葉県乳児院」	
2	児童養護施設「千葉県富浦学園」	
3	児童自立支援施設「千葉県生実学校」	
VIII	社会的資源あり方検討委員会委員名簿	58
IX	検討経過	59

I 人口等の推移及び将来見通し

1 児童人口等の推移【千葉県】

(単位人口:人)

		平成13年(2001)		平成14年(2002)		平成15年(2003)		平成16年(2004)		平成17年(2005)	
0~4歳		277,721		277,644		278,280		276,108		273,468	
5~9歳		276,823		278,043		280,178		282,316		281,347	
10~14歳		292,809		287,039		281,916		277,932		279,456	
15~17歳		203,245		195,329		188,077		182,794		177,059	
児童人口 計		1,050,598		1,038,055		1,028,451		1,019,150		1,011,330	
千葉県	千葉市	897,622	152,976	885,480	152,575	875,262	153,189	865,794	153,356	857,527	153,803
総人口		5,999,286		6,036,039		6,069,120		6,098,434		6,113,661	
千葉県	千葉市	5,111,403	887,883	5,140,203	895,836	5,163,914	905,206	5,185,714	912,720	5,196,140	917,521
児童人口比率		17.5%		17.2%		16.9%		16.7%		16.5%	
千葉県	千葉市	17.6%	17.2%	17.2%	17.0%	16.9%	16.9%	16.7%	16.8%	16.5%	16.8%
出生数		54,511		54,607		52,789		52,983		50,588	
合計特殊 出生率	千葉県	1.24		1.24		1.20		1.22		1.22	
	全国	1.33		1.32		1.29		1.29		1.26	

(人口:千葉県「千葉県年齢別・町丁字別人口」(各年4月1日現在)、出生数及び合計特殊出生率:厚生労働省「人口動態調査」)

2 将来人口の見通し【千葉県・全国】

(単位人口:千人)

		人 口						年平均人口増加率		
		H17年	H22年	H27年	H32年	H37年	H42年	2000-	2010-	2020-
		(2005年)	(2010年)	(2015年)	(2020年)	(2025年)	(2030年)	2005年	2015年	2025年
総人口	千葉県	6,036	6,093	6,095	6,037	5,923	5,764	0.37%	0.01%	-0.38%
	全国	127,708	127,473	126,266	124,107	121,136	117,580	0.12%	-0.19%	-0.38%
年少人口 (0-14歳)	千葉県	821	804	762	706	652	605			
		13.6%	13.2%	12.5%	11.7%	11.0%	10.5%			
	全国	17,751	17,081	16,162	15,141	14,052	13,287			
		13.9%	13.4%	12.8%	12.2%	11.6%	11.3%			
生産年齢 人口 (15-64歳)	千葉県	4,159	3,991	3,761	3,634	3,542	3,401			
		68.9%	65.5%	61.7%	60.2%	59.8%	59.0%			
	全国	84,543	81,710	77,275	74,464	72,318	69,607			
		66.2%	64.1%	61.2%	60.0%	59.7%	59.2%			
老年人口 (65歳以上)	千葉県	1,050	1,298	1,566	1,702	1,730	1,752			
		17.4%	21.3%	25.7%	28.2%	29.2%	30.4%			
	全国	25,414	28,681	32,829	34,502	34,766	34,804			
		19.9%	22.5%	26.0%	27.8%	28.7%	29.6%			

(注)人口欄の下段は、総人口に占める割合を表す。

(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」・「都道府県の将来推計人口(平成14年3月推計)」)

3 世帯数及び一世帯当たり人員の推移及び将来見通し【千葉県・全国】

		推 移						将来見通し			
		S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	H32年	H37年
		(1980年)	(1985年)	(1990年)	(1995年)	(2000年)	(2005年)	(2010年)	(2015年)	(2020年)	(2025年)
世帯数 (千世帯)	千葉県	1,412	1,568	1,797	2,009	2,164	2,304	2,380	2,421	2,432	2,416
	全国	35,824	37,980	40,670	43,900	46,782	49,063	50,139	50,476	50,270	49,643
1世帯 当たり 人員(人)	千葉県	3.32	3.25	3.05	2.86	2.70	2.58	2.52	2.47	2.43	2.39
	全国	3.22	3.14	2.99	2.82	2.67	2.55	2.49	2.45	2.41	2.37

(注)一般世帯についての数値。一般世帯とは、住居と生計を共にしている人の集まり又は1戸を構えて住んでいる単身者等。一般世帯に対して、施設等の世帯があり、学校の寮で起居を共にしている学生の集まりや、社会施設入所者の集まり等を指す。

(推移:総務省統計局「国勢調査」、将来見通し:国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計(平成15年10月推計))」・「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計(平成17年8月推計))」)

II 児童虐待相談対応件数及びDV相談件数

1 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移【千葉県・全国】

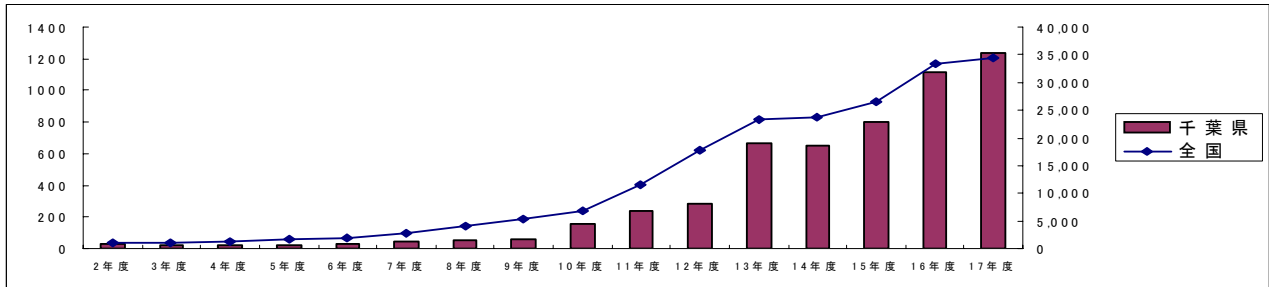
	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
全 国	11,631	17,725	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472
千葉県・市	297	414	886	805	906	1,330	1,495
千葉県のみ	237	286	669	654	804	1,117	1,238

・「千葉県・市」は、県及び千葉市の6児童相談所、「千葉県」は、県の5児童相談所における件数。

◆平成17年度対応件数全国比較

大阪府	3,885件(1位)	東京都	3,146件(2位)	埼玉県	1,843件(3位)
神奈川県	1,744件(4位)	千葉県	1,238件(5位)		

※千葉県は、平成15年度は全国6位、平成16年度は全国5位。



(厚生労働省「福祉行政報告例」)

2 児童相談所における児童虐待相談対応件数の比較【全国・関東7都県】

	人口 (人)①	児童人口 (人)②	相談対応 件数③	人口 百万人当たり ③/① ×100万	児童人口 百万人当たり ④=③/② ×100万	児童人口当たり の件数④の割合 (千葉県を100% とした場合)
全国	127,767,994	21,341,946	34,472	269.8	1,615.2	109.5%
関東都県計	34,487,564	5,404,670	9,570	277.5	1,770.7	120.1%
茨城県	2,975,167	519,178	585	196.6	1,126.8	76.4%
栃木県	2,016,631	350,462	542	268.8	1,546.5	104.9%
群馬県	2,024,135	355,349	472	233.2	1,328.3	90.1%
埼玉県	5,877,929	989,580	1,843	313.5	1,862.4	126.3%
千葉県	5,132,143	839,540	1,238	241.2	1,474.6	100.0%
東京都	12,576,601	1,713,575	3,146	250.1	1,835.9	124.5%
神奈川県	3,884,958	636,986	1,744	448.9	2,737.9	185.7%

(人口及び児童人口:総務省統計局「国勢調査」(平成17年10月1日現在(確定数))、児童虐待相談対応件数:厚生労働省「福祉行政報告例」(平成17年度))

3 配偶者暴力相談支援センターにおける相談及び一時保護の状況【千葉県】

区分	相談件数			一時保護の件数(利用者数)・同伴児数					
	総数	うちDV		一時保護件数(利用者数)			一時保護件数(利用者数)		
		件数	前年比	うち、同伴児あり		のうちDV	うち、同伴児あり		
				(同伴児の数)	(同伴児の数)		(同伴児の数)	(同伴児の数)	
14年度	14,272	2,810	/	235 (100%)	123 (52%)	218	193 (100%)	112 (58%)	205
15年度	17,456	2,776	▲ 34	164 (100%)	92 (56%)	159	119 (100%)	77 (65%)	132
16年度	19,736	3,917	1,141	169 (100%)	112 (66%)	190	126 (100%)	94 (75%)	163
17年度	21,138	4,511	594	157 (100%)	77 (49%)	134	105 (100%)	69 (66%)	124

(注)一時保護は、女性サポートセンターのみの数値。

Ⅲ 児童相談所

1 児童相談所の概要

児童相談所は、児童福祉法第12条により設置され、18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、地域住民からの相談に応じ、児童の最善の利益を図るために、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う行政機関である。

また、そのために必要な調査並びに医学的、心理的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行うとともに、緊急の場合や行動観察のために児童を一時保護し、児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・障害児施設等への入所措置なども行う。
※改正児童福祉法により、児童相談に応じることを市町村の業務とし、児童相談所は専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援に重点化した。(平成17年4月1日施行)《職員配置》

児童相談所に置く職種は、所長のほか児童福祉司、児童心理司(心理判定員)等

2 児童相談所の配置状況【千葉県】

(平成18年度)

5児童相談所1支所



注：1. 人口と世帯数は、「千葉県毎月常住人口調査月報」による平成18年4月1日現在数である。
2. 児童数は、「千葉県年齢別・町丁目別人口 平成17年度」・・・(平成17年8月発行)による平成17年4月1日現在数である。
3. 面積と小中学校数・児童数は「平成17年 千葉県統計年鑑」・・・(平成18年5月発行)による数値で、面積は平成16年10月1日現在、学校数・児童数は、平成17年5月1日現在数である。
4. 児童委員数及び主任児童委員数は、定数である。
5. 各児童相談所の担当する地域の状況は、市町村合併に伴い、出典資料をもとに平成18年4月1日現在に調整した数である。

3 各課の仕事【千葉県】

【庶務課】

- ・庶務会計に関すること。
- ・施設措置等の措置費負担金徴収事務
- ・一時保護児童の所持物の保管及び遺留物の処分

【相談調査課】

- 児童相談員による
 - ・児童に係る相談の受付
 - ・児童の施設措置、里親委託に関すること
 - ・児童の強制的措置を要する事件の家庭裁判所送致に関すること

○児童福祉司による

- ・児童の保護と福祉増進のための援助
- ・問題解決のため、児童やその家庭等について調査を行い必要な援助や指導を行う
- ・担当地域内の関係機関の連携協力に関すること
- ・児童措置費の徴収に係る負担金の額の認定事務

※中央児童相談所は、相談措置課（児童相談員）と調査課（児童福祉司）の二課に分かれている。

【診断指導課】

○児童心理司（心理判定員）による

- ・児童及びその保護者等に対して、面接や心理検査、観察等による心理診断及びカウンセリング等の心理学的援助を行う。また、必要に応じて医師や言語治療士等による診断や治療を行う。

【一時保護課】

○保育士や児童指導員による

- ・迷子や被虐待児童の緊急一時保護及び行動診断のための行動観察、生活リズムの乱れた児童等の一時保護による支援
- ・学習及び生活場面での各種支援

4 児童福祉司及び児童心理司の配置状況等【千葉県・全国】

（1）児童相談所別児童福祉司の配置人数の推移【千葉県】

（単位：人）

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
中央	10	11	14	16	17	19	21	24
市川	9	9	10	13	13	15	16	17
柏	7	7	10	14	13	16	17	18
銚子	3	4	4	4	4	4	4	4
君津	4	4	4	5	5	5	7	7
合計	33	35	42	52	52	59	65	70

（2）児童相談所別児童心理司（心理判定員）の配置人数の推移【千葉県】

（単位：人）

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
中央	5	5	5	6	7	7	8	9
市川	4	4	5	5	6	7	7	7
柏	3	3	4	5	7	7	7	8
銚子	3	3	3	3	3	3	3	3
君津	3	3	3	3	3	4	4	4
合計	18	18	20	22	26	28	29	31

(3) 児童福祉司及び児童心理司（心理判定員）の配置割合【千葉県・全国】

(単位：人)

	人口(平成17年10月1日現在:概数) A	児童福祉司の配置員数 B (18.4.1現在)	児童福祉司の管轄人口 (A/B)	児童心理司の配置員数 C (18.4.1現在)	児童福祉司と児童心理司の比率 (B/C)
千葉県	5,131,806	70	73,312	36	1.94
全国	127,756,815	2,139	59,727	941	2.27

(注)1:厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国児童福祉主管課長会議（平成19年2月23日開催）資料」に対し、千葉県分の児童福祉司数を実数に補正して算出。

2:児童心理司には、非常勤職員が含まれている。

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国児童福祉主管課長会議（平成19年2月23日開催）資料」)

(4) 児童福祉司の配置基準

5～8万人に1人。(児童福祉法第13条第1項、同法施行令第2条)

※5～8万人に1人の場合：児童福祉司数(千葉県) 63人～101人

5 一時保護所の定員の推移【千葉県】

	15年度	16年度	17年度
中央	15	15	25
東上総支所 (H17.4.1～)	—	—	0
市川	15	20	20
柏	15	15	25
銚子	15	15	15
君津	15	15	15
合計	75	80	100

中央 (H17.8～)

市川 (H16.12～)

柏 (H18.3～)

※18年度は17年度と同じ

6 児童相談所における相談受付件数【千葉県】

区分	合計	養護相談		保健	心身障害相談						
		虐待	その他		肢体	視聴覚	言語	重心	知障	自閉症	
15年度	件数	11,091	825	924	66	491	29	130	182	4,674	89
	割合	100.0%	7.4%	8.3%	0.6%	4.4%	0.3%	1.2%	1.6%	42.1%	0.8%
16年度	件数	12,568	1,120	704	146	481	22	115	116	4,462	142
	割合	100.0%	8.9%	5.6%	1.2%	3.8%	0.2%	0.9%	0.9%	35.5%	1.1%
	増減	1,477	295	▲220	80	▲10	▲7	▲15	▲66	▲212	53
17年度	件数	11,543	1,179	593	98	468	13	88	94	4,446	174
	割合	100.0%	10.2%	5.1%	0.8%	4.1%	0.1%	0.8%	0.8%	38.5%	1.5%
	増減	▲1,025	59	▲111	▲48	▲13	▲9	▲27	▲22	▲16	32

区分	合計	非行		育成相談			その他	
		ぐ犯	触法	性行	不登校	適正		しつけ
15年度	件数	237	223	1,190	259	187	271	1,314
	割合	2.1%	2.0%	10.7%	2.3%	1.7%	2.4%	11.8%
16年度	件数	285	224	1,911	276	137	383	2,044
	割合	2.3%	1.8%	15.2%	2.2%	1.1%	3.0%	16.3%
	増減	48	1	721	17	▲50	112	730
17年度	件数	225	218	1,704	219	213	227	1,584
	割合	1.9%	1.9%	14.8%	1.9%	1.8%	2.0%	13.7%
	増減	▲60	▲6	▲207	▲57	76	▲156	▲460

7 各児童相談所の状況比較【千葉県】

	管内データ				相談件数					
	人口 (人)	児童数		面積 (km ²)	合計	養護		知的 障害	人口1万人 当たり 相談件数	児童数 1万人 当たり 相談件数
		(人)	割合			虐待	その他			
中央	1,767,952	359,344	35.0%	2,293.38	4,433	388	191	1,478	25	123
市川	1,297,534	209,926	20.5%	181.68	2,096	268	126	955	16	100
柏	1,290,116	211,753	20.6%	358.24	2,863	262	111	1,216	22	135
銚子	313,247	51,722	5.0%	716.56	916	120	71	334	29	177
君津	461,540	76,504	7.5%	1,334.70	1,235	141	94	463	27	161
合計	5,130,389	909,249	88.6%	4,884.56	11,543	1,179	593	4,446		
平均	1,026,078	181,850		976.91	2,309	236	119	889	24	139

	一時保護状況(人・日)					児童福祉司(人・km ²)				心理判定員(人・km ²)		
	定員	実 人員	延 人員	1日平均 保護人数	1人 当たり 平均 保護日数	員数	1人当たり 平均人口	1人 当たり 平均 児童数	1人 当たり 平均面積	員数	1人当たり 平均人口	1人 当たり 平均 児童数
中央	25	171	6,286	17.2	37.4	24	73,665	14,973	95.6	9	196,439	39,927
市川	20	159	5,625	15.4	35.4	17	76,326	12,349	10.7	7	185,362	29,989
柏	25	143	4,326	11.8	30.2	18	71,673	11,764	19.9	8	161,265	26,469
銚子	15	100	3,077	8.4	30.8	4	78,312	12,931	179.1	3	104,416	17,241
君津	15	94	3,969	10.9	42.2	7	65,934	10,929	190.7	4	115,385	19,126
合計	100	667	23,283	63.7		70				31		
平均	20	133	4,657	12.7	35.2	14	73,182	12,589	99.2	6.2	152,573	26,550

(注) 相談件数は、平成17年度。一時保護定員は、平成18年3月1日現在。その他の一時保護状況は、平成17年度。児童福祉司、心理判定員の配置は、平成18年4月1日現在。

(人口:千葉県「千葉県毎月常住人口調査月報」(平成18年4月1日現在)、児童数:千葉県「千葉県年齢別・町字別人口平成17年度」(平成17年4月1日現在)、面積:千葉県「平成17年度 千葉県統計年鑑」(平成16年10月1日現在))

8 児童相談所の状況比較【全国・関東7都県】

	面積 (100km ²)	人口 (人) 17.10.1 国勢調査(確定)	児童人口 (人) 17.10.1 国勢調査(確定)	人口に おける 児童人口 比	児童 相談所 数	一時保護所関係					委託一時 保護件数
						施設数	定員 (人)	保護所の 民間委託 の有無	一日平 均保 護日 数	一人 当 た り 平 均 保 護 日 数	
全国	3,779.15	127,767,994	21,341,946	16.7%							
関東7都県	314	34,487,564	5,404,670	15.7%							
茨城県	60.96	2,975,167	519,178	17.5%	3	1	30	無	10.0	13.4	42
栃木県	64.08	2,016,631	350,462	17.4%	3	1	18	無	14.1	25.4	171
群馬県	63.63	2,024,135	355,349	17.6%	3	1	21	無	17.7	24.3	90
埼玉県	36.29	5,877,929	989,580	16.8%	6	3	100	無	80.4	43.3	241
千葉県	48.85	5,132,143	839,540	16.4%	5	5	100	無	63.7	35.2	50
東京都	21.87	12,576,601	1,713,575	13.6%	11	5	144	無	128.5	31.2	260
神奈川県	18.36	3,884,958	636,986	16.4%	5	3	65	無	64.6	42.9	244

	児童福祉司 の配置員数 (人)		児童 福祉司の 管轄人口 (人)	児童福祉司の 管轄 児童人口 (人)	児童心理 司配置員 数(人) 18.4.1現在	児童福祉司と 児童心理司の比率 (児童心理司を 1人とした場合)
	18.4.1現在	増減数				
全国	2,139	150	59,733	9,978	941	2.28
関東7都県	518	48	66,578	10,434	194	2.67
茨城県	42	4	70,837	12,361	19	2.21
栃木県	36	1	56,018	9,735	20	1.80
群馬県	35	4	57,832	10,153	20	1.75
埼玉県	106	7	55,452	9,336	29	3.66
千葉県	70	5	73,316	11,993	36	1.94
東京都	174	24	72,279	9,848	50	3.48
神奈川県	55	3	70,636	11,582	20	2.75

(注)1: 児童相談所数、一時保護所施設数、一時保護所定員、一時保護所の民間委託の有無は、平成18年4月1日現在で、千葉県から各都道府県への照会結果。

2: 児童福祉司は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国児童福祉主管課長会議(平成19年2月23日開催)資料」に対し、千葉県分の児童福祉司数を実数に補正。

3: 児童心理司には、非常勤職員が含まれている。

(面積: 総務省統計局「統計でみる都道府県のすがた(2007)」・「統計でみる市区町村のすがた(2006)」、人口及び児童人口: 総務省統計局「国勢調査」(平成17年10月1日現在(確定数))、委託一時保護件数: 厚生労働省「福祉行政報告例」(平成17年度)、児童福祉司配置員数及び児童心理司配置員数: 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国児童福祉主管課長会議(平成19年2月23日開催)資料」)

IV 市町村児童虐待防止ネットワーク・要保護児童対策地域協議会の整備状況

【千葉県】

(千葉市を除く55市町村)

管轄児相	市町村名	児童虐待防止ネットワーク	要保護児童対策地域協議会	
中央	本所	成田市	平成14年度(要綱無)	
		佐倉市	平成15年5月1日	平成19年1月1日
		習志野市	平成13年10月1日	平成18年度
		市原市	平成16年1月29日	平成18年度
		八千代市	平成14年5月1日	平成18年11月1日
		四街道市	平成17年6月1日	平成18年度
		八街市	平成18年8月22日	
		印西市	平成18年3月1日	
		白井市	平成14年7月11日	平成18年4月1日
		富里市	平成17年4月1日	
		酒々井町	平成18年3月1日	
		印旛村	平成18年度	
		本埜村		平成18年度
		栄町	平成18年度	
		支所	茂原市	平成17年7月1日
	東金市		平成14年4月1日	
	勝浦市		平成17年9月9日	
	いすみ市			平成19年1月24日
	大網白里町		平成18年度	
	九十九里町		平成18年4月1日	
	山武市		平成18年3月27日	平成19年度
	横芝光町		平成18年度	
	芝山町		平成18年度	
	一宮町			平成18年度
	睦沢町			平成18年度
	長生村			平成18年3月27日
	白子町		平成18年度	平成20年度
	長柄町		平成18年度	
	長南町			平成18年度
	大多喜町		平成18年3月1日	
	御宿町		平成17年7月1日	
	市川	市川市	平成11年10月7日	平成18年6月15日
船橋市		平成13年7月27日	平成19年度	
鎌ヶ谷市		平成16年10月28日	平成18年度	
浦安市		平成16年4月1日	平成18年11月1日	
柏	松戸市	平成14年6月25日	平成18年10月1日	
	野田市	平成13年5月11日	平成18年5月1日	
	柏市	平成13年12月20日	平成18年4月1日	
	流山市	平成13年12月18日	平成18年度	
	我孫子市	平成15年2月19日	平成18年7月1日	
銚子	銚子市	平成17年4月5日	平成19年度	
	香取市		平成18年3月27日	
	匝瑳市	平成18年1月23日	平成19年度	
	旭市		平成18年2月1日	
	神崎町	平成17年9月6日	平成19年度	
	多古町	平成18年3月20日	平成18年度	
	東庄町		平成17年11月7日	
君津	館山市	平成18年2月1日		
	木更津市	平成13年5月23日	平成18年3月15日	
	鴨川市		平成18年度	
	君津市	平成13年7月10日	平成18年4月1日	
	富津市	平成13年6月18日	平成19年度	
	袖ヶ浦市	平成13年4月1日	平成19年度	
	南房総市		平成18年3月20日	
	鋸南町	平成18年6月12日		

(注)平成19年2月1日現在。児童虐待防止ネットワーク設置済43市町村のうち要保護児童対策地域協議会17市町村
平成18年度中に全市町村設置のうち要保護児童対策地域協議会28市町村(予定)

V 地域での多様な子育て支援・地域の子育て力の強化【千葉県】

1 小域福祉フォーラム・地域子育て会議

(1) 小域福祉フォーラム

小域福祉圏（小・中学校区）において、従来の地域福祉の担い手と新たな担い手等が協働して、地域における福祉等のあり方・取組方を考えていく組織のこと。

- ・ 2市6か所に設置（平成18年3月31日現在）

(2) 地域子育て会議

子育て地域力強化モデル事業において、社会福祉法人、住民活動団体、NPO、地域の子育てサークル・支援者等で構成された、地域における子育ての取組を実施する組織。

- ・ 4市5か所に設置（平成18年3月31日現在）

(3) 子育て地域力強化モデル事業

県では、市町村を含めた地域の多様な子育て支援者・団体等が参画する、子育て支援のための地域力強化の取組で、地区集会所や学校の余裕教室、商店街の空き店舗等を利用するなどして行う、他の市町村のモデルとなる事業を支援している。

この事業を契機として、千葉県次世代育成支援行動計画の基本理念である、「子どもを地域の宝として、全ての子どもと子育て家庭の育ちを地域のみinnで支える」という考え方を普及するとともに、全市町村において地域力強化の取組が実施されることを目指している。

- ・ 4市5か所で事業を実施（平成18年3月31日現在） ※（2）の設置数と同じ。

2 地域子育て支援センター

地域の子育て家庭に育児支援を行う拠点として、育児不安等についての相談指導、一時保育等の地域の需要に応じた保育サービスの実施、子育てサークル及び子育てボランティアの育成・支援、地域の保育資源の情報提供等を実施している。

- ・ 全保育所538か所中、47市町村231か所で実施（平成18年3月31日現在。なのはな子育て応援事業実施保育所を含む。）

《制度の相違点等》

区分	地域子育て支援センター (国庫補助事業)	なのはな子育て応援事業 (県単独補助事業)
具体的 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児不安についての相談指導 ・ 子育てサークル等の育成支援 ・ 地域の需要に応じた保育サービスの積極的実施 ・ 地域の保育資源の積極的情報提供 ・ 家庭的保育を行う者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅児と園児の交流、保育所行事への参加 ・ 育児相談 ・ 園庭等の開放 ・ 育児講座、講習会 ・ 体験保育 ・ 情報提供 ・ その他子育て支援に関する事業
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週5日以上開設 ・ 児童福祉施設、医療施設、公共的施設を指定して実施 ・ 専門職員を配置 ・ 上記事業を2事業以上実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、月1回以上実施 ・ 認可保育所で実施

3 つどいの広場

主に乳幼児（0～3歳）を持つ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることや、ボランティアを活用した育児相談などを行う場。つどいの広場では、①子育て親子の交流、集いの場を提供。②子育てアドバイザーが、子育て・悩み相談に応じる。③地域の子育て関連情報を、集まってきた親子に提供。④子育て及び子育て支援に冠する講習を実施。等の事業を行う。

・11市17か所で実施。（平成18年3月31現在。）

4 子育て応援人材バンクづくり支援事業

核家族化の進展や都市化によって失われつつある家庭や地域の伝承的な子育て力の機能の回復を図り、子どもと子育て家庭を地域全体で支援するため、地域で活躍する子育てサポーターの養成・人材の確保を図るとともに、子育てサポーター活用のためのネットワークづくりを推進する。

・2市で実施。（平成18年3月31現在。）

5 こんにちは赤ちゃん事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

・平成19年度からの新規事業

6 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

子どもを家庭で養育することが一時的に困難になった場合などに、乳児院や児童養護施設などで短期間子どもを預かる。

（1）ショートステイ

保護者の疾病、社会的理由（出張、転勤、冠婚葬祭等）、家庭養育上の事由（出産、看護等）、育児不安や育児疲れ、慢性疾患児等の看病疲れなどにより、児童の養育が一時的に困難となった家庭や、緊急一時的に保護を必要とする家庭の児童が対象。

・4市2施設において、実施。（平成18年3月31現在。）

（2）トワイライトステイ

保護者の恒常的な残業など、仕事等が夜間や休日にわたる家庭の児童が対象。

・2市2施設において、実施。（平成18年3月31現在。）

7 育児支援家庭訪問事業

出産後間もない養育者の負担軽減のため、

①一般子育て支援のうちでもとりわけ子育てOB（経験者）、ヘルパー等の家庭訪問等による育児、家事の援助

②虐待にまでいたる育児困難な家庭は、産後うつ病、育てにくい子どもなどの複雑な問題を背景に抱えているため、保健師、助産師、保育士、児童指導員等による具体的な育児支援に関する技術指導を行う。

・11市町で実施。（平成18年3月31現在。）

8 母子家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭及び寡婦の世帯に、家庭生活支援員を派遣して必要な生活援助を行う。
対象は、修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な世帯若しくは生活環境等が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている世帯。

・ 4市で実施（平成18年3月31日現在。）

9 児童家庭支援センター

（1）施設の概要

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調査その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。（児童福祉法第44条の2）

（2）設置要件

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に附置。

（3）実施施設【千葉県】

2施設（いずれも児童養護施設に附置）

①ファミリーセンター・ヴィオラ（木更津市 H16年度～、「野の花の家」に附置。）

②こやま家庭支援センター（いすみ市 H17年度～、「子山ホーム」に附置。）

（4）実施状況【全国・関東7都県】

	H17 設置済	H18 新規 (予定含む)	H19 新規 (予定)	H20-21 新規 (予定)
全国	59	6	4	7
茨城県	2			
栃木県				
群馬県	2			1
埼玉県	2			1
千葉県	2			
東京都				
神奈川県				

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国児童福祉主管課長会議(平成19年2月23日開催)資料」(平成19年2月1日現在))

VI-I 社会的養護体制

1 要養護児童数の推移【千葉県】

(単位:人・%)

	乳児院 入所 A	児童養護 施設入所 B	里親					児童数 小計 D (A+B+C)	要保護児 童に占め る里親委 託の割合 C/D	児童自 立支援 施設 E	児童数 総計 D+E
			登録 里親数 (組)①	受託 里親数 (組)②	委託率 ②/①	委託 児童数 C	平均 委託 児童数				
13年度	43	627	312	62	19.9%	82	1.32	752	10.9%	43	795
14年度	39	647	188	68	36.2%	87	1.28	773	11.3%	38	811
15年度	43	665	210	85	40.5%	114	1.34	822	13.9%	33	855
16年度	46	690	216	83	38.4%	117	1.41	853	13.7%	46	899
17年度	49	700	227	83	36.6%	115	1.39	864	13.3%	46	910

(注)1:千葉県が措置した児童の状況。

2:乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設は、各年度3月1日現在。里親は、各年度3月31日現在。

2 児童福祉施設の入所者数及び入所率の推移【千葉県】

(単位:人・%)

	乳児院			児童養護施設			児童自立支援施設		
	定員	入所 児童数	入所率	定員	入所 児童数	入所率	定員	入所 児童数	入所率
13年度	50	48	96.0%	810	765	94.4%	80	46	57.5%
14年度	50	44	88.0%	850	798	93.9%	80	41	51.3%
15年度	50	44	88.0%	850	807	94.9%	80	39	48.8%
16年度	50	46	92.0%	850	818	96.2%	70	53	75.7%
17年度	50	48	96.0%	856	822	96.0%	70	55	78.6%

(注)各年度3月1日現在、県所管施設の数値。乳児院は2施設、児童養護施設は14施設(14年度までは13施設)。児童自立支援施設は1施設で、15年度までの定員には、通所枠(24人分)を含む。

3 要養護児童数の推移【全国・関東7都県】

都県名	年度	乳児院 入所①	児童養護 施設入所②	里親委託 ③	合計④ =①+②+③	里親委託率 ⑤=③/④
全国	15	2,746	29,144	2,811	34,701	8.1%
	16	2,942	29,828	3,022	35,792	8.4%
	17	3,008	29,850	3,293	36,151	9.1%
関東都県計	15	851	6,388	838	8,077	10.4%
	16	894	6,567	869	8,330	10.4%
	17	943	6,657	914	8,514	10.7%
茨城県	15	72	631	67	770	8.7%
	16	74	643	77	794	9.7%
	17	69	683	96	848	11.3%
栃木県	15	80	454	51	585	8.7%
	16	74	512	49	635	7.7%
	17	74	511	47	632	7.4%
群馬県	15	35	386	44	465	9.5%
	16	32	396	50	478	10.5%
	17	46	391	59	496	11.9%
埼玉県	15	144	1,159	140	1,443	9.7%
	16	157	1,187	140	1,484	9.4%
	17	149	1,151	124	1,424	8.7%
千葉県	15	43	665	114	822	13.9%
	16	46	690	117	853	13.7%
	17	49	700	115	864	13.3%
東京都	15	398	2,322	327	3,047	10.7%
	16	429	2,349	343	3,121	11.0%
	17	478	2,409	380	3,267	11.6%
神奈川県	15	79	771	95	945	10.1%
	16	82	790	93	965	9.6%
	17	78	812	93	983	9.5%

(注)各都県の数値は、各年度①・②は3月1日現在、③は3月31日現在で、千葉県から各都道府県への照会結果。(全国の数値:厚生労働省「福祉行政報告例」(各年度3月31日現在))

4 要養護児童数の比較【全国・関東7都県】

	人口 (人)①	児童人口 (人)②	里親委託 児童数③	乳児院 入所 児童数④	児童養護 施設入所 児童数⑤	計 ⑥ =③+④+⑤	人口百万人 当たり ⑥/① ×100万	児童人口 百万人 当たり ⑦=⑥/②	児童人口当たり の数⑦の割合 (千葉県を100% とした場合)
全国	127,767,994	21,341,946	3,293	3,008	29,850	36,151	282.9	1,693.9	164.6%
関東都県計	34,487,564	5,404,670	914	943	6,657	8,514	246.9	1,575.3	153.1%
茨城県	2,975,167	519,178	96	69	683	848	285.0	1,633.4	158.7%
栃木県	2,016,631	350,462	47	74	511	632	313.4	1,803.3	175.2%
群馬県	2,024,135	355,349	59	46	391	496	245.0	1,395.8	135.6%
埼玉県	5,877,929	989,580	124	149	1,151	1,424	242.3	1,439.0	139.8%
千葉県	5,132,143	839,540	115	49	700	864	168.4	1,029.1	100.0%
東京都	12,576,601	1,713,575	380	478	2,409	3,267	259.8	1,906.5	185.3%
神奈川県	3,884,958	636,986	93	78	812	983	253.0	1,543.2	150.0%

(注) 各都県の③・④・⑤の数値は、各都県が措置した児童の数で、千葉県から各都道府県への照会結果。③は平成18年3月31日現在、④・⑤は同年3月1日現在。

(人口及び児童人口：総務省統計局「国勢調査」(平成17年10月1日現在(確定数))、全国の③・④・⑤の数値：厚生労働省「福祉行政報告例」(平成18年3月31日現在))

5 乳児院定員の比較【全国・関東7都県】

	都道府県全体(政令市分を当該都県に含む) A					都道府県(各都県の欄は、政令市を除く) B					児童人口当たり の定員の割合 (千葉県を100% とした場合)	
	人口 (人)①	児童人口 (人)②	定員③	人口 百万 当たり 定員 ③/① ×100万	児童人口 百万 当たり 定員 ④=③/② ×100万	人口 (人)①	児童人口 (人)②	定員③	人口 百万 当たり 定員 ③/① ×100万	児童人口 百万 当たり 定員 ④=③/② ×100万	A④の 割合 の比較	B④の 割合 の比較
全国	127,767,994	21,341,946	3,690	28.9	172.9	127,767,994	21,341,946	3,690	28.9	172.9	244.9%	290.1%
関東都県計	41,494,836	6,542,390	1,224	29.5	187.1	34,487,564	5,404,670	1,079	31.3	199.6	265.0%	334.9%
茨城県	2,975,167	519,178	80	26.9	154.1	2,975,167	519,178	80	26.9	154.1	218.3%	258.6%
栃木県	2,016,631	350,462	89	44.1	254.0	2,016,631	350,462	89	44.1	254.0	359.8%	426.2%
群馬県	2,024,135	355,349	48	23.7	135.1	2,024,135	355,349	48	23.7	135.1	191.4%	226.7%
埼玉県	7,054,243	1,193,285	199	28.2	166.8	5,877,929	989,580	190	32.3	192.0	236.3%	322.1%
千葉県	6,056,462	991,960	70	11.6	70.6	5,132,143	839,540	50	9.7	59.6	100.0%	100.0%
東京都	12,576,601	1,713,575	537	42.7	313.4	12,576,601	1,713,575	537	42.7	313.4	443.9%	525.8%
神奈川県	8,791,597	1,418,581	201	22.9	141.7	3,884,958	636,986	85	21.9	133.4	200.7%	223.8%

(人口及び児童人口：総務省統計局「国勢調査」(平成17年10月1日現在(確定数))、施設定員：厚生労働省「福祉行政報告例」(平成18年3月31日現在))

6 児童養護施設定員の比較【全国・関東7都県】

	都道府県全体(政令市分を当該都県に含む) A					都道府県(各都県の欄は、政令市を除く) B					児童人口当たり の定員の割合 (千葉県を100% とした場合)	
	人口 (人)①	児童人口 (人)②	定員③	人口 百万 当たり 定員 ③/① ×100万	児童人口 百万 当たり 定員 ④=③/② ×100万	人口 (人)①	児童人口 (人)②	定員③	人口 百万 当たり 定員 ③/① ×100万	児童人口 百万 当たり 定員 ④=③/② ×100万	A④の 割合 の比較	B④の 割合 の比較
全国	127,767,994	21,341,946	33,983	266.0	1,592.3	127,767,994	21,341,946	33,983	266.0	1,592.3	168.7%	156.2%
関東都県計	41,494,836	6,542,390	8,805	212.2	1,345.8	34,487,564	5,404,670	7,981	231.4	1,476.7	142.6%	144.8%
茨城県	2,975,167	519,178	807	271.2	1,554.4	2,975,167	519,178	807	271.2	1,554.4	164.7%	152.5%
栃木県	2,016,631	350,462	640	317.4	1,826.2	2,016,631	350,462	640	317.4	1,826.2	193.5%	179.1%
群馬県	2,024,135	355,349	390	192.7	1,097.5	2,024,135	355,349	390	192.7	1,097.5	116.3%	107.6%
埼玉県	7,054,243	1,193,285	1,452	205.8	1,216.8	5,877,929	989,580	1,254	213.3	1,267.2	129.0%	124.3%
千葉県	6,056,462	991,960	936	154.5	943.6	5,132,143	839,540	856	166.8	1,019.6	100.0%	100.0%
東京都	12,576,601	1,713,575	2,849	226.5	1,662.6	12,576,601	1,713,575	2,849	226.5	1,662.6	176.2%	163.1%
神奈川県	8,791,597	1,418,581	1,731	196.9	1,220.2	3,884,958	636,986	1,185	305.0	1,860.3	129.3%	182.5%

(人口及び児童人口：総務省統計局「国勢調査」(平成17年10月1日現在(確定数))、施設定員：厚生労働省「福祉行政報告例」(平成18年3月31日現在))

7 社会的養護の受け皿の需要予測

(1) 要養護児童数の伸び率【関東7都県】

都県名	年度	乳児院 入所①	児童養護 施設入所 ②	里親委託 ③	合計④ =①+②+③	前年比 伸び率⑤	伸び率⑥ (⑤の 年平均)
茨城県	15	72	631	67	770		4.96%
	16	74	643	77	794	3.12%	
	17	69	683	96	848	6.80%	
栃木県	15	80	454	51	585		4.04%
	16	74	512	49	635	8.55%	
	17	74	511	47	632	-0.47%	
群馬県	15	35	386	44	465		3.28%
	16	32	396	50	478	2.80%	
	17	46	391	59	496	3.77%	
埼玉県	15	144	1159	140	1443		-0.60%
	16	157	1187	140	1484	2.84%	
	17	149	1151	124	1424	-4.04%	
千葉県	15	43	665	114	822		2.53%
	16	46	690	117	853	3.77%	
	17	49	700	115	864	1.29%	
東京都	15	398	2322	327	3047		3.55%
	16	429	2349	343	3121	2.43%	
	17	478	2409	380	3267	4.68%	
神奈川県	15	79	771	95	945		1.99%
	16	82	790	93	965	2.12%	
	17	78	812	93	983	1.87%	
					7都県平均 ⑦=⑥の計/7	2.82%	

(注)1:各年度、①・②は3月1日現在、③は3月31日現在。
2:各都県が措置した児童の数で、千葉県から各都県への照会結果。

(2) 要養護児童数及び受け皿の現状【千葉県】

	要養護児童数 ①	年齢区分別 ②(①の内訳)	受け皿数 ③	過不足分 ④(③-①)	備考
乳児院	59	*2歳未満:56名 *2歳以上:3名	51	▲8	*8名を県外施設へ措置(全て2歳未満)。
児童養護施設	717	*2歳未満:5名 *2歳以上:712名	759	42	
里親委託	124	*2歳未満:10名 *2歳以上:114名	124		
一時保護	30				
計	930		934		

(注)1:平成18年12月1日現在。
2:①のここでの要養護児童数は、乳児院・児童養護施設入所中、里親委託中の児童及び一時保護中で施設入所・里親委託の方針が検定した児童の計としている。
3:③の受け皿数は、乳児院・児童養護施設の千葉県分定員と里親委託中の児童の計。

(3) 要養護児童数の予測【千葉県】

年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
	(H18)	(H19)	(H20)	(H21)	(H22)	(H23)	(H24)	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)
児童人口減少率(前年比) ①		-0.48%	-0.48%	-0.49%	-0.49%	-1.01%	-1.02%	-1.03%	-1.04%	-1.04%	-1.55%
要養護児童数 ①と同率で推移した場合 ②	930	926	921	917	912	903	894	885	875	866	853
①と同率で推移しつつ、 毎年3%ずつ増えた場合 ③		953	977	1,002	1,027	1,047	1,067	1,088	1,109	1,130	1,146
930との差		23	47	72	97	117	137	158	179	200	216
③の前年比伸び率		2.50%	2.50%	2.50%	2.49%	1.96%	1.95%	1.94%	1.93%	1.93%	1.40%

(注)1:各年度、年度末を想定。ただし、18年度については、平成18年12月1日現在。
2:①の児童人口減少率は、国立社会保障・人口問題研究所人口構造部「都道府県の将来人口推計(平成14年3月推計)」の中の「将来の都道府県別年少人口」を元に算定した。
3:③で採用した増加率は、関東7都県のここ2年間の伸び率の年平均2.8%+α(各種増加要因を考慮)で3%とした。
③は10年間で23%の増加となる。

8 社会的養護の需要予測に基づく受け皿の整備策

※この目標値は暫定値であり、今後の需要状況を踏まえ適宜見直しする必要がある。

(1) 要養護児童数の予測に基づく受け皿の整備目標

年度	2006 (H18)	2011 (H23)	2016 (H28)	計
①要養護児童数(予測)	930	1,047	1,146	+216
うち、2歳未満	71	116	127	+56
うち、2歳以上	859	931	1,019	+160
②現在の受け皿数	934	934	934	
うち、2歳未満	63	63	63	
うち、2歳以上	871	871	871	
③過不足(②-①)	4	▲113	▲212	
うち、2歳未満	▲8	▲53	▲64	
うち、2歳以上	12	▲60	▲148	
④整備目標(5年ごと)		154	85	239
年齢				
別				
形態				
別				
⑤整備後の受け皿数	934	1,088	1,173	
年齢				
別				
形態				
別				
⑥整備後の過不足(⑤-①)		41	27	
うち、2歳未満		20	14	
うち、2歳以上		21	13	
⑦里親委託目標数(①の20%)	186	209	229	
⑦-⑤(里親)	▲62	3	8	

(注)①の「2歳未満児」は、18年度は全体の7.6%であるが、こどもには赤ちゃん事業等により、2歳未満児の受入数の増加を見込み、23年度には11.1%(年齢構成割合分:2/18)になると想定した。24年度以降は、全体の11.1%を維持するものと想定した。

(2) 受け皿の整備目標設定に当たっての基本的な考え方

- ① 乳児の受け皿の増加が急務であることから、当面は里親を中心に、特に乳児の受け皿の増加を図っていく。
- ② 里親委託率は、千葉県次世代育成支援行動計画の目標値を踏まえ、要養護児童に占める割合の20%以上を確保するものとする。
- ③ ①、②の対応によっても不足する分の整備については、特に地域小規模児童養護施設等の設置促進を図っていく。
- ④ 前期5年間に重点的に整備することとし、前期5年間で154名、後期5年間で85名分の受け皿の増加を図る。

受け皿の内容	整備数	整備数の考え方
A 里親	113	21年度末までに20%の目標達成のため、19-21年度で78名の増加を図る。 22年度以降も、20%を維持することを目指し、毎年5名の増加を図る。
B 地域小規模児童養護施設	66	H19年度は2箇所の増加予定。H20年度以降は、毎年1か所ずつの設置を促進する。(1か所6名の定員で想定)
C 乳児院	30	A、Bの整備によってもなお、受け皿の不足が見込まれるため、前期5年で乳児院1か所、後期5年で児童養護施設1か所の設置を促進する。
D 児童養護施設	30	(各30名定員を想定)
計	239	

(3) 受け皿の整備にあたっての必要な取組例

- ① 里親委託数を増加し、家庭的養護のウエイトを高めるための抜本的対策が必要。特に、乳児については、当面里親委託の促進での対応を図る。
 - ・里親制度の普及、啓発のため、県民全体での取組を促す県民宣言や県民運動の推進
 - ・里親型ファミリーグループホームの設置促進
(家屋の取得・借上げ経費、補助要員ための経費への支援)
 - ・里親への支援と質の向上を図る。
(施設との連携などによるレスパイトケアの利用促進、研修の充実、里親支援センターの検討)
- ② 地域小規模児童養護施設の設置促進を図る。
 - ・設置促進のための財政的支援、マンパワーの養成
- ③ 乳児院、児童養護施設の設置促進を図る。
 - ・県有地の無償貸し付け等、支援策の拡充
- ④ 児童養護施設卒園後の受け皿として、自立援助ホームの設置促進を図る。
 - ・財政的支援の拡充

9 事業間比較・官と民の比較【千葉県】

(1) 里親、里親型ファミリーグループホーム、地域小規模児童養護施設、自立援助ホームへの公的支援

(単位:千円)

	児童一人 当たり 年間経費	内訳
里親委託	1,449	17年度の高校1年生の例。国庫措置費 1,292 千円,県単措置費 157 千円の計
里親型ファミリーグループホーム	1,400	国庫措置費 1,043 千円,県単措置費 51 千円,県単補助 306 千円の計 ※措置費は、17年度実績。補助金は、17年度基準額。
地域小規模児童養護施設	3,385	小学生・中学生・高校生各2名への措置費の計/6人 ※措置費は、17年度の単価
自立援助ホーム	1,158	国庫補助金 865 千円,県単補助金 293 千円の計 ※国庫補助金は、17年度の基準額。県単補助金は、基準額(18年度新規)

(2) 県立施設と民間施設の経費

(単位:千円、人)

	計	定員	事業費	うち 人件費	入所 児童数 (年間)	児童一人 当たり 事業費		うち一人 当たり 人件費	
						県立は 民間の	県立は 民間の	県立は 民間の	県立は 民間の
乳児院	県立	30	251,283	224,335	262	959	県立は 民間の	856	県立は 民間の
	民間A	20	127,658	105,355	213	599	1.60倍	495	1.73倍
児童養護施設	県立	100	520,511	405,065	1,152	452	県立は 民間の	352	県立は 民間の
	民間B	100	215,644	132,281	680	317	1.43倍	195	1.81倍

(注)1:平成16年度の経費について比較した。
 2:民間施設は、乳児院・児童養護施設のそれぞれ1施設における実績である。
 3:事業費は、人件費・事務費・事業費の計。

VI-Ⅱ 里親制度

1 里親制度の概要

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を、これを希望する者であって、知事が適当と認めるもの（里親）に委託する制度（児童福祉法第6条の3）

- ・ **養育里親**（平成18年12月1日現在、224組登録。）
保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育する里親
- ・ **親族里親**（平成18年12月1日現在、6組登録。）
次に掲げる要件を満たす要保護児童を養育する里親
 - ① 当該親族里親の3親等内の親族であること。
 - ② 両親その他要保護児童を現に監護するものが死亡、行方不明又は拘禁等の状態となったことにより、当該児童を養育できないこと。
- ・ **短期里親**（平成18年12月1日現在、登録なし。）
一年以内の期間を定めて、要保護児童を養育する里親
- ・ **専門里親**（平成18年12月1日現在、9組登録。（養育里親の内数））
2年以内の期間を定めて、要保護児童のうち、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童（2名まで）を養育する里親

2 里親型ファミリーグループホーム【千葉県】

知事の指定を受けた里親が、生育歴、性向等から判断してホームで養育することが望ましいと児童相談所長が判断した4人以上6人以下の児童を養育する。

（県単独補助事業。2組の里親が実施。）

3 里親登録数等の推移【千葉県】

（単位：人）

年度	15	16	17	18	21年度末 までの目標	全 国
登録里親数	210	216	225	230	320	7,737
うち、受託里親数	85	83	83	88		2,370
委託児童数	114	117	115	124		3,293
要保護児童に占める割合	13.9%	13.7%	13.9%	13.8%	20%	9.1%

（注）各年度3月31日現在。ただし18年度は12月1日現在。

（全国の数値：厚生労働省「福祉行政報告例」（平成18年3月31日現在））

4 里親に対する支援事業等【千葉県】

・ 里親サロン事業（里親養育相互援助事業）

登録里親や里親になりたいと希望する者等を対象に、特定の場所に集いの場を設定し、児童相談所の支援のもと、里親間の情報の共有や相互交流を通じ、里親の負担軽減を図る事業。（17年度新規事業 千葉県里親会に委託）

・ 里親委託推進事業

児童相談所に「里親委託推進員」を配置するとともに、「里親委託推進委員会」を設け、児童相談所、乳児院等の児童福祉施設及び里親との連携を図りつつ、里親の新規開拓を始め、施設から里親への子どもの委託を総合的に推進する。（18年度新規事業）

5 里親の状況【全国・関東7都県】

(1) 里親登録数及び委託児童数

	里親（全体）					専門里親			親族里親	
	登録 里親数	受託 里親数	受託 割合	委託 児童数	里親一人 当たりの 児童数	登録 里親数	受託 里親数	委託 児童数	受託 里親数	委託 児童数
全国	7,737	2,370	30.6%	3,293	1.4	322	68	80	193	314
茨城県	166	56	33.7%	96	1.7	4	2	3	-	-
栃木県	191	53	27.7%	63	1.2	8	2	2	6	13
群馬県	157	38	24.2%	60	1.6	1	1	1	1	1
埼玉県	306	102	33.3%	124	1.2	18	2	2	-	-
千葉県	225	83	36.9%	115	1.4	10	1	1	5	10
東京都	518	308	59.5%	380	1.2	8	-	-	2	2
神奈川県	189	65	34.4%	93	1.4	15	3	3	1	2

(厚生労働省「福祉行政報告例」(平成 18年3月31日現在))

(2) 里親型ファミリーグループホームの実施状況

	導入	ホーム数	委託児童数	平均児童数
全国	1道1都 3県2市	36	153	4.3
茨城県	○	4	18	4.5
栃木県	検討中	-	-	-
群馬県	○	2	6	3.0
埼玉県	-	-	-	-
千葉県	○	2	10	5.0
東京都	○	11	45	4.1
神奈川県	-	-	-	-

(注) 里親ファミリーホーム全国連絡会が平成 17 年度に実施した調査によると、平成 17 年 6 月現在では、次のとおり。

・制度導入済：9 都道県市(北海道、宮城県、茨城県、群馬県、千葉県、東京都、横浜市、川崎市、福岡市)

・制度導入検討中：7 県市(山形県、栃木県、長野県、岐阜県、沖縄県、札幌市、千葉市)

(里親ファミリーホーム全国連絡会「里親ファミリーホーム全国実態調査報告書(平成 17 年 8 月発行)」(平成 16 年 3 月 31 日現在))

VI-III 児童福祉施設

1 乳児院

(1) 施設の概要

乳児院は、乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。(児童福祉法第37条)

※平成16年12月3日から年齢要件が見直された。(おおむね2歳未満の幼児⇒幼児)

《職員配置》

- ・看護師、保育士、嘱託医、栄養士、調理員などを配置。
- ・心理療法担当職員...心理療法を必要とする児童が10人以上入所する施設に配置。
- ・家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)...家庭環境上の理由により入所する児童の早期家庭復帰、里親委託等の支援を専門に担当する職員を配置。

(2) 施設数及び定員等の状況【千葉県】

施設数(県の所管)	定員	入所児童数	入所率
2	50人	50人	100%

(注)1:平成18年12月1日現在

2:他に千葉市所管1施設あり。

(3) 入所理由別児童数【千葉県】

	人数	割合		人数	割合
父母の死亡	1	2.6%	父母の放任怠惰	1	2.6%
父母の行方不明	2	5.3%	父母の虐待	6	15.8%
父母の離婚	2	5.3%	棄児	1	2.6%
父母の拘禁	7	18.4%	父母の養育拒否	1	2.6%
父母の入院	5	13.2%	破産等の経済的理由	1	2.6%
父母の精神障害	11	29.0%	その他	0	0%
			合計	38	100.0%

(注)平成17年度中

(4) 年齢別入所児童数【千葉県】

(単位:人)

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳以上	合計
入所児童数	20	22	3	0	45

(注)平成17年3月1日現在

(5) 小規模化(小規模グループケア)の実施率【全国・関東7都県】

	施設数	実施施設数	実施率
全国	119	28	23.5%
茨城県	2		
栃木県	2		
群馬県	3		
埼玉県	5		
千葉県	2		
東京都	10	2	20.0%
神奈川県	3	1	33.3%

(施設数:厚生労働省「平成17年度福祉行政報告例」(平成18年3月31日現在)、実施施設数:厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国児童福祉主管課長会議(平成19年2月23日開催)資料」(平成19年2月1日現在))

2 母子生活支援施設

(1) 施設の概要

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設とする。（児童福祉法第38条）。

《職員配置》

- ・母子指導員、保育士、少年指導員、嘱託医、調理員などを配置。
- ・心理療法担当職員...夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児等がいる施設に配置。
- ・被虐待児個別対応職員...虐待を受けた児童に対して、面接や生活指導など個別の対応や保護者援助などを行う者を配置。

(2) 施設数及び定員等の状況【千葉県】

施設数（県所管）	定員世帯	入所世帯	入所率	入所人員
3	39	39	100.0%	107人

(注)1:平成18年12月1日現在

2:他に千葉市所管2施設、船橋市所管1施設あり。

(3) 入所理由別世帯数【千葉県】

	世帯数	割合	区分	世帯数	割合
夫等の暴力	28	77.8%	住宅事情	5	13.9%
入所前の家庭内環境の不適切	1	2.8%	経済的理由	1	2.8%
母親の心身の不安定	1	2.8%	合計	36	100.0%

(注)1:平成17年度中

2:四捨五入の関係で、割合の合計は100.0%にならない。

3 児童養護施設

(1) 施設の概要

児童養護施設は、保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。（児童福祉法第41条）。

※平成16年12月3日から年齢要件が見直された。

(1歳未満は対象外⇒看護師の配置等要件を満たす場合は1歳未満も対象可)

《職員配置》

- ・児童指導員、保育士、嘱託医、栄養士、調理員などを配置。
- ・心理療法担当職員...心理療法を必要とする児童が10人以上入所する施設に配置。
- ・被虐待児個別対応職員...虐待を受けた児童に対して、面接や生活指導など個別の対応や保護者援助などを行う者を配置。
- ・家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）...家庭環境上の理由により入所する児童の早期家庭復帰、里親委託等の支援を専門に担当する職員を配置。

(2) 施設数及び定員等の状況【千葉県】

施設数	定員	入所児童数	入所率
15	886人	834人	94.1%

(注)1:平成18年12月1日現在

2:他に千葉市所管2施設あり。

(3) 入所理由別児童数【千葉県】

	人数	割合		人数	割合
父母の死亡	4	3.4%	父母の精神障害	11	9.2%
父母の行方不明	5	4.2%	父母の放任怠惰	19	16.0%
父母の離婚	1	0.8%	父母の虐待	48	40.3%
父母の不和	1	0.8%	養育拒否	5	4.2%
父母の拘禁	3	2.5%	破産等の経済的理由	1	0.8%
父母の入院	7	5.9%	児童の問題による 監護困難	3	2.5%
父母の就労	4	3.4%	その他	7	5.9%
			合 計	119	100.0%

(注)1:平成17年度中

2:四捨五入の関係で、割合の合計は100.0%にならない。

(4) 学年別入所児童数【千葉県】

	未就学	小学生	中学生	高校生	その他	合計
人数	147	342	182	105	6	782

(注)1:平成17年3月1日現在

2:未就学147には、乳児7を含む。その他は専修学校・各種学校1、その他の中卒児童5。

(5) 小規模化の実施率【全国・関東7都県】

	小規模グループケア			地域小規模児童養護施設		
	施設数	実施施設数	実施率	施設数	実施施設数	実施率
全国	558	278	49.8%	558	110	19.7%
茨城県	15	5	33.3%	15	2	13.3%
栃木県	10	4	40.0%	10	1	10.0%
群馬県	6	6	100.0%	6	3	50.0%
埼玉県	18	14	77.8%	18	6	33.3%
千葉県	14	4	28.6%	14	1	7.1%
東京都	52	42	80.8%	52	28	53.8%
神奈川県	16	10	62.5%	16	3	18.8%

(施設数:厚生労働省「福祉行政報告例」(平成18年3月31日現在)、実施施設数:厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国児童福祉主管課長会議(平成19年2月23日開催)資料」(平成19年2月1日現在))

4 情緒障害児短期治療施設

(1) 施設の概要

情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。(児童福祉法第43条の5)

《職員配置》

- ・児童精神医学に関する学識を有する医師、心理療法に関する1年以上の経験を有する心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、栄養士、調理員などを配置。
- ・被虐待児個別対応職員...虐待を受けた児童に対して、面接や生活指導など個別の対応や保護者援助などを行う者を配置。
- ・家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)...家庭環境上の理由により入所する児童の早期家庭復帰、里親委託等の支援を専門に担当する職員を配置。

(2) 設置状況【全国】

	都道府県 (市)名	施設名	設置年	定員	設置 主体	運営主体
1	北海道	バウムハウス	2005	50	法人	法人
2	岩手県	ことりさわ学園	1987	50	法人	法人
3	群馬県	青い鳥ぐんま	2006	58(20)	法人	法人
4	茨城県	内原深敬寮	2003	35(5)	法人	法人
5	長野県	長野県諏訪湖健康学園	1967	50	県	県
6	岐阜県	児童心理療育施設桜学館	2005	58(10)	法人	法人
7	静岡県	静岡県吉原林間学園	1962	50	県	県
8	愛知県	愛知県立ならわ学園	1970	50	県	法人(事業団)
9	〃	中日青葉学園わかば館	2003	35	法人	法人(事業団)
10	滋賀県	さざなみ学園	1963	50	法人	法人
11	京都府	るんびに学園	2003	30	法人	法人
12	大阪府	希望の杜	1993	54	法人	法人
13	〃	あゆみの丘	2002	50	法人	法人
14	〃	ひびき	2006	50	法人	法人
15	兵庫県	清水が丘学園	1975	50(15)	県	法人(事業団)
16	鳥取県	鳥取こども学園希望館	1994	45(15)	法人	法人
17	岡山県	岡山県立津島児童学院	1962	50	県	法人
18	山口県	山口県みほり学園	1972	50	県	法人(事業団)
19	香川県	若竹学園	1994	30	法人	法人
20	高知県	珠光寮(じゅこうりょう)	2006	22(0) H19 予定: 30(3) H20 予定: 45(15)	法人	法人
21	福岡県	福岡県筑後いずみ学園	2001	50	県	県
22	熊本県	こどもL.E.C.センター	2001	50(15)	法人	法人
23	長崎県	大村椿の森	2004	50(15)	法人	法人
24	鹿児島県	鹿児島自然学園	2002	50(15)	法人	法人
25	仙台市	小松島子どもの家	1979	50	法人	法人
26	横浜市	横浜いずみ学園	1988	71(15)	法人	法人
27	名古屋市	名古屋市くすのき学園	1973	50(15)	市	市
28	京都市	京都市児童福祉センター 青葉寮	1963	50(15)	市	市
29	大阪市	大阪市立児童院	1962	50(15)	市	市
30	〃	大阪市立弘済のぞみ園	2006	40	市	法人
31	広島市	広島市こども療育指導 センター愛育園	1975	50(15)	市	法人(事業団)

(注)1:平成18年12月1日現在

2:都道府県・政令市設が12施設、法人設置が19施設。

3:定員欄の()は通所定員の再掲、3,14,20,30は18年度新設。

4:千葉県には、設置されていない。

5 児童自立支援施設

(1) 施設の概要

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

(児童福祉法第44条)

《職員配置》

- ・児童自立支援専門員、児童生活支援員、嘱託医、栄養士、調理員などを配置。
- ・心理療法担当職員...心理療法を必要とする児童が10人以上入所する施設に配置。
- ・被虐待児個別対応職員...虐待を受けた児童に対して、面接や生活指導など個別の対応や保護者援助などを行う者を配置。
- ・家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)...家庭環境上の理由により入所する児童の早期家庭復帰、里親委託等の支援を専門に担当する職員を配置。

(2) 施設数及び定員等の状況【千葉県】

施設数(県所管)	入所定員	入所児童数	入所率
1	70人	55人	78.6%

(注)平成18年12月1日現在

(3) 年齢別入所児童数【千葉県】

学年等	未就学	小学生	中学生	高校生	その他	合計
人数	0	6	45	0	2	53

(注)1:平成17年3月1日現在

2:その他は、そのの中卒児童2。

VI-IV 自立援助ホーム

1 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の概要

義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所したものについて、その自立を図るため、これらの児童が共同生活を営むべき住居において日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて措置を解除された者につき相談その他の援助を行う事業をいう。（児童福祉法第6条の2第1項）

2 実施施設【千葉県】

2箇所

- ①人力舎（NPO法人）（君津市） 定員6名
- ②バオバブの木（NPO法人）（木更津市） 定員6名

3 実施状況【全国・関東7都県】

	H17 設置済	H18 新規 (予定含む)	H19 新規 (予定)	H20-21 新規 (予定)
全国	36	5	8	5
茨城県				
栃木県	1			
群馬県	1			
埼玉県	2		1	
千葉県	2			
東京都	11	1	4	2
神奈川県		1		1

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国児童福祉主管課長会議（平成19年2月23日開催）資料」（平成19年2月1日現在））

Ⅶ 県立児童福祉施設

1 乳児院「千葉県乳児院」

所在地 千葉市若葉区加曾利町1536
 敷地 986㎡
 建物 614.63㎡
 建築年 昭和47年
 定員 30名
 現員 30名（平成18年12月1日現在）
 入所状況

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
平均入所児童数	25人	24人	22人	27人

2 児童養護施設「千葉県富浦学園」

所在地 安房郡富浦町多田良1185-1
 敷地 10,828.31㎡
 建物 3,059.94㎡
 建築年 管理棟：昭和42年、児童棟：昭和48年
 定員 106名
 （平成17年11月1日～ 地域小規模児童養護施設実施（定員6名））
 現員 105名
 （平成18年12月1日現在。うち、地域小規模児童養護施設5名）

入所状況

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
平均入所児童数	95人	96人	96人	96人

3 児童自立支援施設「千葉県生実学校」

所在地 千葉市中央区生実町1001
 敷地 25,277.62㎡
 建物 4,042.25㎡
 建築年 管理棟：昭和46年、児童舎：昭和45年
 定員 70名（他に通所定員16名）
 ※平成17年4月 定員6名増 4寮→5寮体制
 現員 55名（平成18年12月1日現在）
 教育 千葉市立星久喜小・中学校の分教室

入所状況

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
平均入所児童数	40人	33人	43人	47人

VIII 社会的資源あり方検討委員会委員名簿

分野	氏名	役職名
D V	岩楯 堪子	NPO法人DV被害者支援活動促進のための基金理事
母子生活支援施設	川口 学	母子生活支援施設『国府台母子ホーム』施設長
民生児童委員	河原 久一	千葉県民生委員児童委員協議会会長
里親	○木ノ内 博道	千葉県里親会相談役
乳児院	鈴木 祐子	二葉乳児院 院長
児童養護施設	花崎 みさを	児童養護施設『野の花の家』施設長
学識経験者	◎柏女 霊峰	淑徳大学教授(児童福祉) 次世代育成支援対策を推進する千葉県民会議会長
	庄司 順一	青山学院大学教授 日本子ども家庭総合研究所福祉臨床担当部長
	杉宮 久充	松山福祉専門学校 非常勤講師 旭が丘母子ホーム心理療法担当職員

◎委員長 ○副委員長

※ 鈴木委員は、平成19年2月5日まで

Ⅸ 検討経過

開催日時	区分	審議内容
平成 17 年 6 月 24 日	千葉県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	・委員会の設置について ・委員の指名について
6 月 24 日	第1回検討委員会	・社会的養護のあり方について
8 月 1 日	第2回検討委員会	・社会的資源のあり方について
9 月 6 日	第3回検討委員会	・社会的資源のあり方に関する論点整理について ・県立児童福祉施設のあり方について
9 月 21 日	千葉県社会福祉審議会	・千葉県社会福祉審議会規程の一部改正(社会的養護検討部会の新設) ・委員の指名 ・部会長の選出及び部会長代行の指名
9 月 30 日	第4回検討委員会	・社会的資源のあり方について(論点整理)(素案) ・県立児童福祉施設のあり方について(中間とりまとめ)(素案)
11 月 16 日	社会的養護検討部会	・社会的資源あり方検討委員会の経過報告
12 月 26 日	第5回検討委員会	・平成16年度における児童虐待死亡事例の検証について(答申)の報告 ・今後の進め方について
平成 18 年 1 月 31 日	第6回検討委員会	・関係機関ヒアリング(富浦学園、生実学校、乳児院)、意見交換
2 月 17 日	第7回検討委員会	・関係機関ヒアリング(市川児童相談所、中央児童相談所、市川市)、意見交換
2 月 23 日	第8回検討委員会	・関係機関ヒアリング(千葉県里親会、里親型ファミリーグループホーム、千葉県児童福祉施設協議会、自立援助ホーム)、意見交換
3 月 2 日	第9回検討委員会	・社会的資源のあり方について(論点整理)に対する関係機関からのヒアリングのとりまとめについて ・県立児童福祉施設のあり方について(中間とりまとめ)に対する関係機関からのヒアリングのとりまとめについて
3 月 23 日	第10回検討委員会	・社会的資源のあり方について(論点整理)に対する関係機関からのヒアリングのとりまとめについて(児童相談所) ・県立児童福祉施設のあり方について(中間とりまとめ)に対する関係機関からのヒアリングのとりまとめについて
4 月 26 日	第11回検討委員会	・社会的資源のあり方について 基本的方向(案) ・県立児童福祉施設のあり方について基本的方向(案)
5 月 17 日	第12回検討委員会	・千葉県における社会的資源のあり方について 基本的方向(案)
6 月 6 日	社会的養護検討部会	・「社会的養護を必要とする子どもたちのために～千葉県における社会的資源のあり方に関する基本方向～」について
11 月 1 日	第13回検討委員会	・今後の進め方について ・パブリックコメントによる意見について
11 月 8 日 12 月 20 日 平成 19 年 1 月 19 日	小委員会	※第1回～第3回小委員会を開催
2 月 2 日	第14回検討委員会	・「社会的資源のあり方について 答申(案)」について
3 月 19 日	社会的養護検討部会	・「社会的養護を必要とする子どもたちのために～千葉県における社会的資源のあり方 答申(案)」について